

奥羽大学公的研究費取扱規程

（平成19年11月1日
制 定）

（目的）

第1条 奥羽大学(以下「本学」という。)における公的研究費の使用に関し、法令その他本学に定める規則等を遵守するとともに、教職員の意識の向上及び責任ある公的研究費等の運営・管理体制の整備・充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、公的研究費の範囲は次のとおりとする。

- (1) 各省庁から配分される競争的資金(各省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 寄附金(助成団体等からの助成金を含む。)
- (4) その他本学の責任において管理すべき経費

（責任と権限）

第3条 本学における公的研究費を適正に運営・管理するため次の責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は学長が務め、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (2) 統括管理責任者は事務局長が務め、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は各学部及び研究科の長並びに学事部長が務め、本学内の各部局等(歯学部、薬学部及び大学院歯学研究科)における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。コンプライアンス推進責任者は、各部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、各部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス推進責任者は、各部局等において、教職員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（事務処理手続に関するルール）

第4条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関するルールを明確かつ統一的に運用するため及び教職員の職務権限を明確にするための経理取扱要綱を別に定める。

(コンプライアンス教育)

第5条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書をコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(相談窓口の設置)

第6条 本学における公的研究費に係る事務手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、研究費の使用ルールに関する相談窓口を置く。相談窓口は、各学部の学事部がこれを担当する。

- 2 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、本学において効率的な研究遂行のため適切に支援しなければならない。

(不正防止計画の策定・実施)

第7条 本学における公的研究費に関する不正防止計画を策定するため、最高管理責任者の下に不正防止計画推進委員会を設置し、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

- 2 不正防止計画推進委員会に関する事項は別に定める。

(告発窓口の設置)

第8条 公的研究費に係る不正の告発窓口を学事部に設置する。

- 2 学事部長は、告発事項を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 告発があった場合は、「奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程」に基づき処理する。
- 4 告発があった場合、告発者の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査)

第9条 公的研究費に関して不正があると認められるとき、又は疑いがあるときは、最高管理責任者の下に不正使用調査委員会を設置する。

- 2 不正使用調査委員会について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第10条 公的研究費の不正な使用を行った者又は公的研究費に関連して不正な取引に関与した者は「学校法人晴川学舎懲戒規程」を準用する。

- 2 公的研究費の管理に不正が確認されたときは、最高管理責任者は、不正が確認された事実を学内に公表し、問題を共有化し、再発防止に努めなければならない。

(内部監査)

第11条 効果的な内部監査を実施するための内部監査要綱は別に定める。

(監事・公認会計士との連携)

第12条 内部監査部門は監事及び公認会計士との連携を強化し、不正防止を行う。

(物品等の検収)

第13条 本学における公的研究費に係る物品等の検収については、各学部の学事部が行う。

(不正による取引停止)

第14条 学長は、公的研究費に関して不正な取引に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど必要な措置を行う。

(不正使用による研究費の返還)

第15条 教職員の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該教職員が負担するものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、学事部において処理する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関する必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。